

おおくやみ ハンドブック

猪苗代町
Inawashiro
T o w n

ご遺族の方へ

猪苗代町で大切な方を亡くされたときに必要な手続きについてまとめました。また、猪苗代町役場で必要な手続きのみならず、その他の施設でも必要となる手続きについても記載しています。少しでもお役に立てば幸いです。

ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

猪苗代町では、ご遺族の方が町役場で行う手続きと、その他、一般的な手続きについてまとめたハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

もくじ

1	「おくやみ手続き窓口」のご案内	P.02
2	役場フロアマップ	P.03
3	各種手続きに必要な持ちもの一覧	P.04
4	おくやみ手続きチェックリスト	P.05
5	町役場で行う手続き	P.07
5-1	戸籍・住民登録等に関する手続き	P.07
5-2	年金に関する手続き	P.09
5-3	葬祭費に関する手続き（国民健康保険・後期高齢者医療）	P.10
5-4	介護保険に関する手続き	P.11
5-5	障がい福祉に関する手続き	P.11
5-6	子育てに関する手続き	P.13
5-7	町税等に関する手続き	P.13
5-8	上下水道に関する手続き	P.14
5-9	農地・森林に関する手続き	P.15
5-10	その他の手続き	P.16
5-11	口座振替に関する手続き	P.17
5-12	大切な人を亡くされた方のための相談窓口	P.17
6	町役場以外で行う手続き	P.18
7	相続に関する手続き	P.19

1 「おくやみ手続き窓口」のご案内

ご家族やご親族が亡くなられた後の町役場での手続きは、下記により行うことができます。
1階 町民生活課の窓口にてご案内いたしますので、職員にお声がけいただきますようお願いいたします。

開庁時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	町役場1階 町民生活課
利用対象者	「死亡時に猪苗代町に住民登録があった方」のご遺族等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お手続きの際に、こちらのハンドブックをご持参いただくとスムーズにお手続きいただけます。 ・各種手続きに必要な持ちものは、4ページ以降をご覧ください。 ・お手続きの所要時間は30分から1時間程度です。お時間には余裕を持ってお越しください。 ・昼12時から13時までは担当職員が不在となる場合があります、お手続きに時間がかかることがあります。 ・手続きによっては、一度で終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合があります。予めご了承ください。
問い合わせ	町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114 ※各種手続きに関する詳しい内容は、各担当課にお問い合わせください。

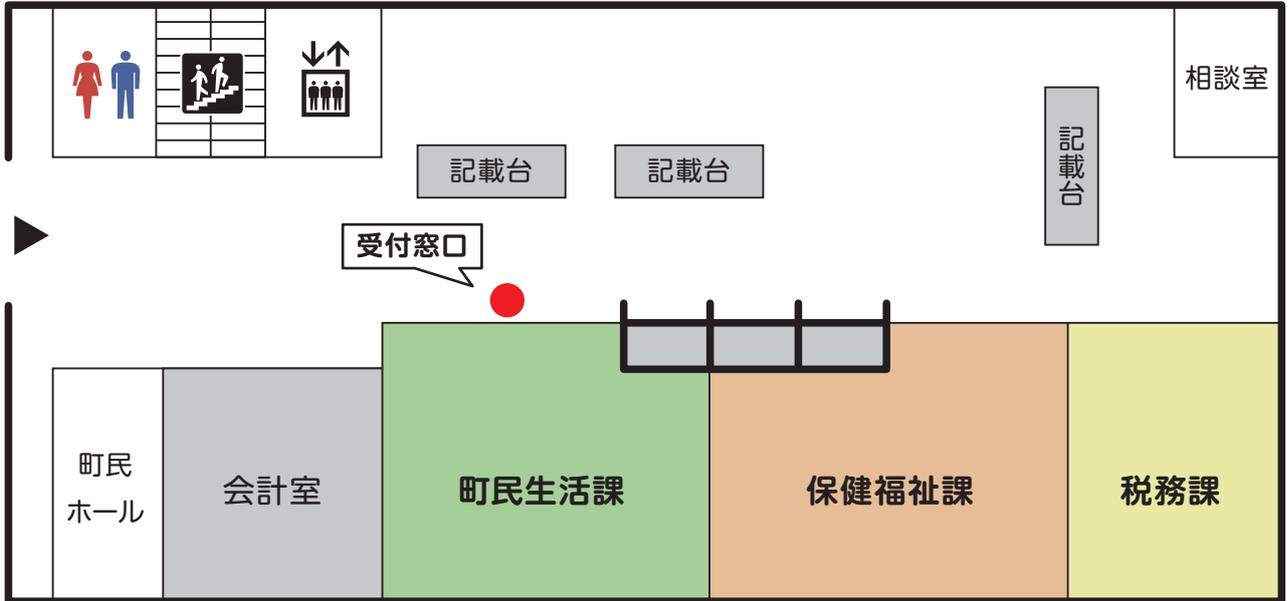
MEMO

2 役場フロアマップ

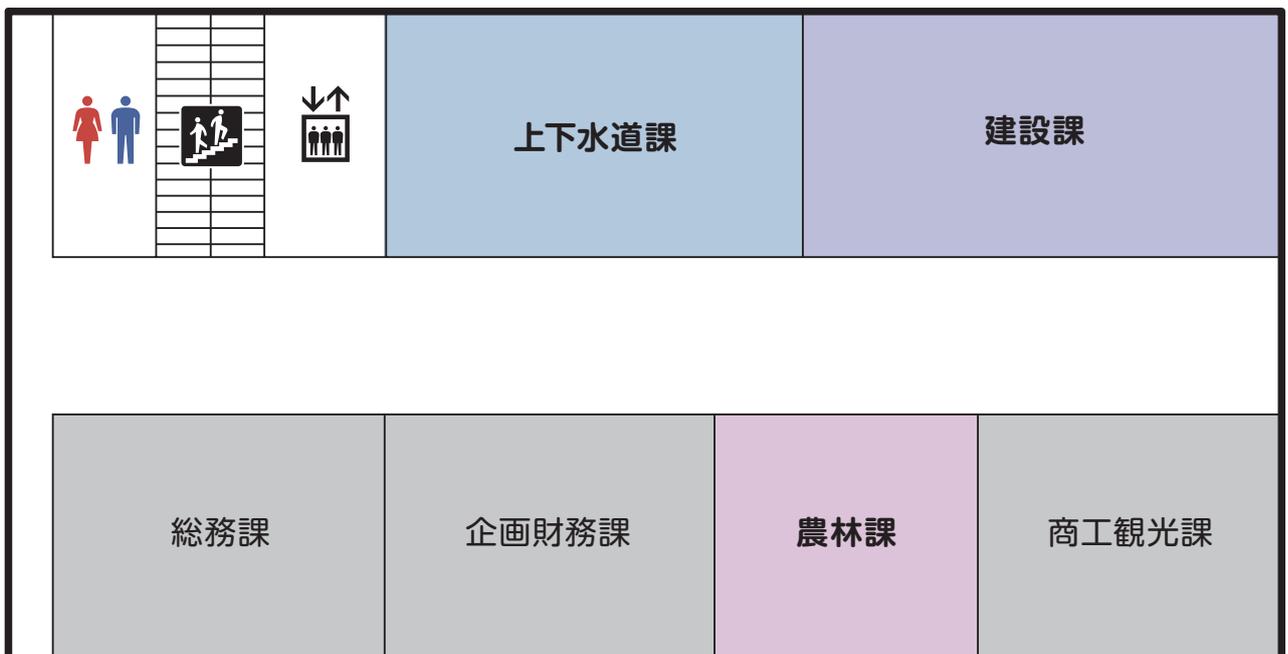
1階



正面
玄関



2階



3 各種手続きに必要な持ちもの一覧

ご家族やご親族が亡くなられた後の手続きに必要な主な持ちものをご紹介します。

以下のうち、 がついているものをご持参ください。

なお、各種手続きに必要な詳しい持ちものについては、7ページ以降の「5 町役場で行う手続き」をご覧ください。

ご遺族の方のもの

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
 - ・写真付きの書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
 - ・写真付きの書類がない場合、下記から2点
(保険証、年金手帳、病院の診察券 など)
- 預貯金通帳 (申請者・喪主・相続人)
- 印鑑 (申請者・相続人)
- 葬祭を行ったこと及び喪主のお名前が分かる書類 (会葬礼状、葬儀の日程表 など)
- 国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証 (世帯全員分)
- 未支給年金を請求する方のマイナンバーが分かる書類
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票 など)
- その他 ()
※来庁される方のマイナンバーカードを持参いただくとスムーズに手続きを進められます。

亡くなられた方のも

- 印鑑登録証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 など
- 介護保険被保険者証 (お持ちの場合は、負担額割合証、負担限度額認定証)
- 重度心身障害者医療費受給者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳
- その他 ()

4 おくやみ手続きチェックリスト

(1) 町役場で行う手続き

No.	手続き	対象者	ページ	手続済
1	戸籍・住民登録等	<input type="checkbox"/> 世帯主変更が必要な方（3人以上の世帯の場合） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証をお持ちの方 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カードをお持ちの方 <input checked="" type="checkbox"/> 「広報猪苗代」内おくやみ欄への掲載について 掲載（する・しない） 施設入所の方のみ：行政区の表示（そのまま・前住所） 世帯主の表示（そのまま・前住所）	P.07 ～08	
2	年金	<input type="checkbox"/> 国民年金の加入者 <input type="checkbox"/> 国民年金の受給者	P.09	
3	国民健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の被保険者（74歳以下） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が世帯主の世帯の方	P.10	
4	後期高齢者医療	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の被保険者	P.10	
5	介護保険	<input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者（65歳以上）	P.11	
6	障がい福祉	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費の受給者 <input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）の受給者 <input type="checkbox"/> 在宅重度障害者対策事業の受給者 <input type="checkbox"/> 更生医療・育成医療の受給者 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済の受給者	P.11 ～12	
7	子育て	<input type="checkbox"/> 18歳以下の子を養育している方	P.13	
8	町税等	<input type="checkbox"/> 町県民税が課税されている方 <input type="checkbox"/> 固定資産の所有者 <input type="checkbox"/> 軽自動車等の所有者または使用者	P.13 ～14	
9	上下水道	<input type="checkbox"/> 上下水道の所有者または使用者 <input type="checkbox"/> 浄化槽の管理者	P.14	
10	農地・森林	<input type="checkbox"/> 農地の所有者（相続登記完了後） <input type="checkbox"/> 森林の土地を新たに取得した方	P.15 ～16	
11	その他	<input type="checkbox"/> 町営住宅の入居者 <input type="checkbox"/> 飼い犬の所有者	P.16	
12	口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替を利用している方	P.17	

(2) 町役場以外で行う手続き

No.	手続き	対象者	ページ
1	各種手続き	<input type="checkbox"/> 排気量125ccを超える二輪車、普通自動車、三輪・四輪の軽自動車等の廃車・名義変更をする方 <input type="checkbox"/> 所得税・相続税に関する手続きが必要な方 <input type="checkbox"/> 不動産の登記に関する手続きが必要な方 <input type="checkbox"/> 農業者年金の加入者、受給者 <input type="checkbox"/> 運転免許証をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 電気料金の名義人 <input type="checkbox"/> ガス料金の名義人 <input type="checkbox"/> 固定電話・携帯電話の名義人 <input type="checkbox"/> クレジットカードの解約をする方 <input type="checkbox"/> 死亡保険金を請求する方 <input type="checkbox"/> 口座凍結を解除する方 <input type="checkbox"/> その他利用サービスの名義人	P.18

(3) 相続に関する手続き

No.	手続き	対象者	ページ
1	相続に関する手続き	<input type="checkbox"/> 相続に関する手続き（相続に関する調査・遺言書に関する手続き等）をする方	P.19

MEMO

5 町役場で行う手続き

5-1 戸籍・住民登録等に関する手続き

(1) 死亡の記載がされた戸籍謄本等の交付

死亡届出後、約1週間で交付可能です。

ただし、猪苗代町以外の市区町村で死亡届出をした場合は、届出をした市区町村から猪苗代町への通知が届いてから記載をするため、更に時間を要することがあります。

手続き・必要なもの	請求できる人
【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証 など) ※本籍が猪苗代町以外の市町村にある方の戸籍謄本を請求する場合は顔写真付きの本人確認書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 手数料 (戸籍の種類により異なります)	【本籍が猪苗代町にある方】 ・ 配偶者、直系尊属または直系卑属 ・ 上記の方からの委任状がある方 【本籍が猪苗代町以外の市町村にある方】 ・ 配偶者、直系尊属または直系卑属
	お問い合わせ先 1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(2) 死亡届書の記載事項証明書 (死亡診断書の写し) の交付

死亡届書の記載事項証明書 (死亡診断書の写し) は特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求することができます。

手続き・必要なもの	請求できる人
【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 利害関係人であることが確認できる書類等 <input type="checkbox"/> 保険証書等 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証 など) <input type="checkbox"/> 手数料 (1通 350円)	・ 利害関係人 (保険受取人) で、かつ親族の方 ・ 上記の方からの委任状がある方
【請求するための要件】 <input type="checkbox"/> 特別な事由があること ・ 平成19年9月30日以前に契約した受取合計金額が100万円を超える郵便局の簡易保険請求 ・ 国民年金・厚生年金・共済組合の遺族年金の請求 ・ 労働災害遺族補償年金の請求 ・ その他特別の事由・法令・先例等で認められている場合	お問い合わせ先 1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(3) 亡くなられた方の住民票（除票）の写しの交付

死亡届出後、翌日以降に交付可能です。

ただし、猪苗代町以外の市区町村で死亡届出をした場合は、届出をした市区町村から猪苗代町へ通知が届いてから処理をするため、更に時間を要することがあります。

手続き・必要なもの	請求できる人
【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証 など） <input type="checkbox"/> 手数料（1通 250円）	・亡くなられた方と同じ世帯の方 ・上記の方からの委任状がある方
	お問い合わせ先 1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(4) 世帯主変更

手続き	お問い合わせ先
世帯主の方が亡くなられた場合は、亡くなられた日から14日以内に世帯主の変更届出が必要です	1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(5) 印鑑登録証の返還

手続き	お問い合わせ先
亡くなられた日をもって使用できなくなりますので、町民生活課へご返還いただくか、細断して廃棄してください。	1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(6) マイナンバーカード・通知カードについて

手続き	お問い合わせ先
各種手続きでマイナンバーを使用する場合があります。手続き終了後に返納の必要はありませんが、町民生活課へ返納いただくことも可能です。	1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

(7) 広報関係

手続き	お問い合わせ先
「広報猪苗代」のおくやみ欄に氏名の掲載を希望しない方は / までに申し出てください。また、施設等に住所がある場合で、前住所地の行政区表示を希望する方は申し出てください。	1階 町民生活課 町民係 ☎ 0242-62-2114

5-2 年金に関する手続き

(1) 年金受給者が亡くなられた場合

年金受給中の方が亡くなられたときに、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込まれた年金のうち亡くなられた月分までの年金については、未支給年金として、その方と生計を同じくしていた一定範囲の遺族が受け取ることができます。また、受給していた年金の種類や遺族の状況によっては、別途手続きが必要になる場合があります。

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かる書類 （マイナンバーカード、通知カード など） <input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の住所が住民票上異なる場合は「生計同一申立書」 （窓口でお渡しします）	未支給年金の請求者の順位 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族
	期限
	未支給年金等の請求 請求権の消滅時効は起算日から2～5年（請求内容により異なります） 年金受給者死亡届 死亡日から14日以内 （※日本年金機構にマイナンバーが収録されている方については原則不要です）
<input type="checkbox"/> 死亡届等の提出 国民年金・厚生年金・共済年金等の受給者が亡くなられたときは、年金受給者死亡届等の提出が必要です。	お問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 遺族年金等の手続き 会津若松年金事務所での手続き 受給していた年金の種類により、届出に必要な書類が異なりますので、 <u>手続きに行く前に必ず電話で確認してください。</u>	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114 日本年金機構 会津若松年金事務所 ☎ 0242-27-5321

(2) 国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者）が亡くなられた場合

国民年金に加入していた方が亡くなられたときに、一定の要件に該当していれば、死亡当時生計が同一であった遺族に、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される場合があります。それぞれ受給の要件が異なりますので、手続きについてはお問い合わせください。

手続き・必要なもの	お問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金受給者死亡届等の提出・年金等の請求 <u>届出に必要な書類が異なりますので、手続きに行く前に必ず電話で確認してください。</u>	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114 日本年金機構 会津若松年金事務所 ☎ 0242-27-5321

5-3 葬祭費に関する手続き（国民健康保険・後期高齢者医療）

(1) 国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 喪主の方の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが確認できる書類 （葬祭費用の領収書、会葬礼状 など） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 （既に返還された場合は不要です）	喪主の方
	期限
	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	お問い合わせ先
	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114

(2) 国民健康保険の被保険者がいる世帯で世帯主が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	お問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被保険者証の差替 <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方全員の 国民健康保険被保険者証・ 国民健康保険高齢受給者証	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114

(3) 後期高齢者医療の被保険者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 喪主の方の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが確認できる書類 （葬祭費用の領収書、会葬礼状、葬儀の日程表 など） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 （既に返還された場合は不要です） <input type="checkbox"/> 高額療養費・保険料還付金の請求 <input type="checkbox"/> 相続人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 ※喪主・相続人が同じ場合は「葬祭費の請求」に必要な物で手続きが完了します。喪主と相続人が異なる場合（例：喪主は長女の夫、相続人は長女の場合等）のみ、「葬祭費の請求」「高額療養費・保険料還付金の請求」に必要な物をそれぞれお持ちください。	・ 喪主の方 ・ 相続人
	期限
	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	お問い合わせ先
	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114

5-4 介護保険に関する手続き

(1) 介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 保険証等の返還 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 【その他の手続き】 介護保険料の精算手続きや、高額介護サービス費に関する手続き等が必要な場合がありますので、 <input type="checkbox"/> 相続人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 をお持ちください。	・ 相続人 ・ 親族の方
	お問い合わせ先 1階 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎ 0242-62-2115

5-5 障がい福祉に関する手続き

(1) 障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 手帳等の返還 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 ※手帳は、無効印を押印してお返しすることもできます。ご希望の場合はお申出ください。	・ 親族の方
	お問い合わせ先 1階 保健福祉課 社会福祉係 ☎ 0242-62-2115

(2) 重度障害者医療費等の受給者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<p><input type="checkbox"/> 受給者証の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）受給者証 <input type="checkbox"/> 在宅重度障害者対策事業受給者証 <input type="checkbox"/> 更生医療・育成医療受給者証 <p>【未支給分がある場合】 精算手続きを行いますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <p>をお持ちください。</p>	<p>・ 相続人 ・ 親族の方</p> <hr/> <p>お問い合わせ先</p> <p>1階 保健福祉課 社会福祉係 ☎ 0242-62-2115</p>

(3) 亡くなられた方またはそのご家族が障がいを理由に手当等を受給していた場合

手続き・必要なもの	届出人
<p><input type="checkbox"/> 証書等の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当認定通知書 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書 または年金証書 <p>【未支給分医療費がある場合】 精算手続きを行いますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <p>をお持ちください。</p>	<p>・ 相続人 ・ 親族の方</p> <hr/> <p>お問い合わせ先</p> <p>1階 保健福祉課 社会福祉係 ☎ 0242-62-2115</p>

5-6 子育てに関する手続き

(1) 子に関する手当を受給している方が亡くなられた場合

お子様に関する手当等を受給している方が亡くなられた場合、名義変更などの手続きが必要です。また、18歳以下のお子様を養育している方（父または母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記までお問い合わせください。

手続き	お問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳幼児及び児童医療費	1階 町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114
<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費	1階 保健福祉課 社会福祉係 ☎ 0242-62-2115

5-7 町税等に関する手続き

(1) 町県民税（住民税）

手続き	お問い合わせ先
住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。	1階 税務課 賦課係 住民税担当 ☎ 0242-62-2113
所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。	会津若松税務署 個人課税部門 ☎ 0242-27-4311（代表）

(2) 固定資産税

手続き	お問い合わせ先
町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を継承していただくこととなります（地方税法第9条）。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者届出書の提出が必要です。	1階 税務課 賦課係 固定資産税担当 ☎ 0242-62-2113
相続等により土地・建物を取得した場合、相続登記を行う必要があります。	福島地方法務局若松支局 登記部門 ☎ 0242-27-1501

(3) 軽自動車税（種別割）

原動機付自転車・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

対象車両	お問い合わせ先
原動機付自転車（排気量125cc以下）・小型特殊自動車（農作業用・その他）	1階 税務課 賦課係 軽自動車税担当 ☎ 0242-62-2113
排気量125ccを超える二輪車	東北運輸局 福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050-3816-1837

5-8 上下水道に関する手続き

(1) 上下水道の所有者・使用者が亡くなられた場合

手続き	届出人
<input type="checkbox"/> 給水装置の所有者名義変更 <input type="checkbox"/> 開始届（開栓届）及び中止届（停栓届）	・新たに所有者・使用者になる方
	お問い合わせ先 2階 上下水道課 水道管理係 料金担当 ☎ 0242-62-5622

(2) 浄化槽管理者が亡くなられた場合

手続き	届出人
<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更 ※保守点検・清掃を委託している業者へは、別途連絡が必要です。	・新たに浄化槽管理者になる方
	お問い合わせ先 2階 上下水道課 下水道係 浄化槽担当 ☎ 0242-62-5633

5-9 農地・森林に関する手続き

(1) 農地を取得した場合

相続等により農地を取得したときは、相続登記完了後に届出が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 届出書の提出 <input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 (農業委員会事務局の窓口にて取得、または町ホームページよりダウンロードできます) 二次元コードを読み込んで ホームページに移動できます 	相続等により農地を取得した方
<input type="checkbox"/> 相続が確認できる書類の写し (登記完了証、全部事項証明書 など)	届出期間 権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内
	お問い合わせ先 農村環境改善センター内 農業委員会事務局 ☎ 0242-62-5655

(2) 農業者年金の加入者または受給者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出先
<input type="checkbox"/> 届出書の提出 <input type="checkbox"/> 農業者年金死亡関係届出書 (未支給年金請求書兼死亡一時金請求書) (届出書はJA窓口にお問い合わせください) <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 (紛失した時は紛失届を提出してください) <input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる書類 (住民票、除籍抄本 など) <input type="checkbox"/> 未支給年金の請求 農業者年金の受給者が亡くなられた場合、死亡した月まで支給されるはずだった年金を、遺族の方が受け取ることができます。 <input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求 農業者年金の加入者もしくは受給者が満80歳に到達する日までに亡くなられた場合、死亡一時金が遺族の方に支給される場合があります。請求権の有無については、農業委員会事務局または住所地のJA窓口にお問い合わせください。	JA窓口を経由して農業者年金基金へ提出
	届出期間 死亡関係届出書 : 亡くなられた日から10日以内 未支給年金及び死亡一時金の請求 : 請求権の消滅時効は死亡日の翌日から5年
	お問い合わせ先 農村環境改善センター内 農業委員会事務局 ☎ 0242-62-5655 JA会津よつば猪苗代中央支店 ☎ 0242-72-1900 JA会津よつば猪苗代東支店 ☎ 0242-66-2111

(3) 森林の土地を取得した場合

相続等により森林の土地を取得したときは、相続登記完了後に届出が必要です。
ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をされている方は不要です。

手続き・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 届出書の提出 <input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 (農林課の窓口にて取得、または町ホームページよりダウンロードできます) <input type="checkbox"/> 土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 相続が確認できる書類の写し (登記完了証、全部事項証明書 など)	相続等により森林の土地を取得した方
	届出期間
	土地の所有者になった日から90日以内
	お問い合わせ先
	2階 農林課 農林整備係 ☎ 0242-62-2116

5-10 その他の手続き

(1) 町営住宅の入居者が亡くなられた場合

手続き	お問い合わせ先
名義変更等の手続きが必要です。 届出書は窓口でお渡しします。	2階 建設課 都市整備係 ☎ 0242-62-2118

(2) 飼い犬の所有者が亡くなられた場合

手続き	お問い合わせ先
所有者変更の手続きが必要です。なお、鑑札を持参ください。 「マイクロチップを装着している場合」 環境省指定機関(日本獣医師会)の犬と猫のマイクロチップ情報登録システムに登録している犬については、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムで所有者変更の手続きを行っていただく必要があります。 URL： https://reg.mc.env.go.jp/	1階 町民生活課 環境係 ☎ 0242-62-2114

5-11 口座振替に関する手続き

亡くなられた方が町税等の口座振替を利用していた際は、振替変更等の手続きが必要になる場合があります。町の指定金融機関等に備え付けてある「口座振替依頼書」にて手続きをしてください。

No.	納付金の内容	お問い合わせ先	手続きに必要なもの
1	町県民税	1階 税務課 収納係 ☎ 0242-62-2113	・通帳 ・金融機関届出印
2	固定資産税		
3	軽自動車税		
4	国民健康保険税		
			提出先
5	町営住宅使用料	2階 建設課 都市整備係 ☎ 0242-62-2118	・町の指定金融機関等
6	上下水道料金	2階 上下水道課 水道管理係 ☎ 0242-62-5622	

5-12 大切な人を亡くされた方のための相談窓口

大切な方を亡くすことは誰にとってもつらい出来事であり、「こころ」や「からだ」、「生活」に様々な変化があらわれます。悩んだ時は、一人で抱えず相談してみませんか？

相談窓口	お問い合わせ先
こころの健康相談	1階 保健福祉課 健康づくり係 ☎0242-62-2115
心の健康情報	福島県精神保健福祉センター ☎024-535-3556

MEMO

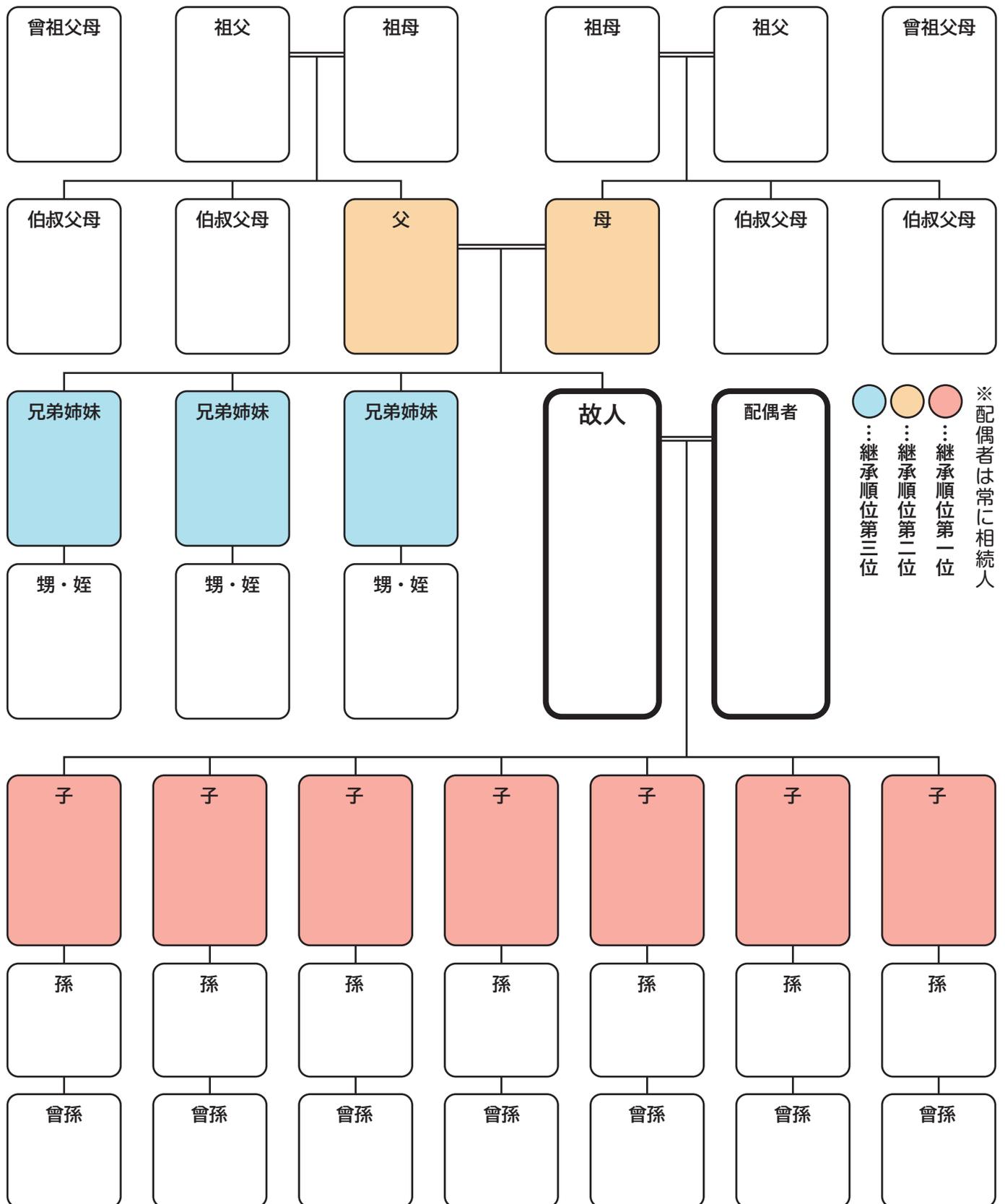
6 町役場以外で行う手続き

No.	手続き	お問い合わせ先
1	普通自動車・排気量 125cc を超える二輪車等の廃車・名義変更	東北運輸局 福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015
2	三輪・四輪の軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050-3816-1837
3	所得税・相続税に関する手続き	会津若松税務署 個人課税部門 ☎ 0242-27-4311
4	不動産の登記に関する手続き 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました	福島地方法務局若松支局 登記部門 ☎ 0242-27-1501
5	農業者年金	JA会津よつば猪苗代中央支店 ☎ 0242-72-1900 JA会津よつば猪苗代東支店 ☎ 0242-66-2111
6	運転免許証の返納	猪苗代警察署 ☎ 0242-63-0110
7	電気料金の名義変更・解約	電力供給会社
8	ガス料金の名義変更・解約	各事業所
9	固定電話・携帯電話の名義変更・解約	各電話・携帯電話会社
10	クレジットカードの解約	各クレジット会社
11	死亡保険金の請求	加入されていた生命保険会社・代理店
12	口座凍結の解除	各金融機関等
13	その他利用サービスの名義変更・解約 (新聞・定期購読物・オンラインサービス等)	各社

7 相続に関する手続き

No.	項目	備考
1	相続人の調査・確定	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。
2	遺言書の探索	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 【お問い合わせ先】 福島地方法務局若松支局 ☎ 0242-27-1498 会津若松公証役場 ☎ 0242-37-1955
3	遺言書の検認	法務局で保管されている以外の自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要です。 【お問い合わせ先】 福島家庭裁判所会津若松支部 家事係 ☎ 0242-26-5831
4	不動産の確認	町役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を確認することができます。 【お問い合わせ先】 役場1階 税務課 賦課係 ☎ 0242-62-2113
5	遺産分割協議 (協議書の作成)	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となる場合があります。
6	相続放棄・限定承認	相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応は、家庭裁判所にご確認ください。 【お問い合わせ先】 福島家庭裁判所 会津若松支部 ☎ 0242-26-5831
7	所得税の準確定申告	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税が必要となる場合があります。 【お問い合わせ先】 会津若松税務署 個人課税部門 ☎ 0242-27-4311
8	相続税の申告・納付	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価格の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 【お問い合わせ先】 会津若松税務署 個人課税部門 ☎ 0242-27-4311

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				



遺品整理・生前整理・特殊清掃

遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお待ちします



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、
遺品整理いたします。

◀ こんな時にはお気軽にご相談ください ▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

特許取得済の消臭技術
「花輪式」は
リフォーム要らずで
スピーディーに完全消臭！
今まで臭いが取れなかった
建材にも対応しております。

特殊清掃

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り



Before



After

見積もり・ご相談
無料



0120-295-100

ひとものがたり 会津
会津若松市建福寺前8-25

受付時間 9:00~18:00

担当者直通 090-2793-7078



LINE公式
@269iqhnl

会津若松 ひとものがたり

検索



いつかは「墓じまい」 しなければいけない・・・

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない



後継ぎがおらず今後は心配



そのお悩み、わたしたちにおまかせください！

お墓の引越し & 墓じまいくん

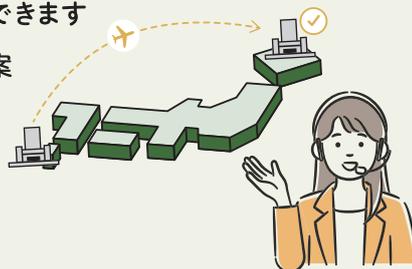
日本全国
どこでも対応

10,000カ所
以上から最適な
供養先を提案

専門スタッフ
が代行

お墓の引越し & 墓じまいくん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間:9:00~18:00 HP:<https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人の
人数は
わかりますか?

該当する
相続財産を
お選びください

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な**3つ**の
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)



場 役 町 代 苗 猪 行
書 新 倉 鎌 社 會 株 式 作 集 編
成 作 月 年 5 2025 行 發